

2022年4月より不妊治療の保険適応開始にともない、 当院でも保険診療が開始となりました。

- 保険診療を行う場合、すべて保険診療の範囲内で行う必要があります。（自費の診療との混合は認められません）
- 上記のような理由より、行える治療・検査の内容については一定の制約が生じることをご理解いただきますようお願い致します
- 不妊治療に関する支援について。右側のファイルをご一読ください。（令和4年5月1日版）



厚生労働省5

●一般不妊治療（タイミング・人工授精）

保険適応範囲内でおこないます。超音波検査の回数には制限がありますが、人工授精に関しては年齢や回数の制限はありません

●体外受精・顕微授精

*採卵のスケジュールを開始する際にはご夫婦でご来院いただき、「治療計画書」への同意・署名が必要となります（記入済の同意書5枚のご持参もお忘れなく）

ご主人様の同伴が難しい場合は別日にオンラインで対応させていただきます。事前にお申し出ください

*受精卵の胚移植の回数制限（保険で実施する場合）

- ・40歳未満の方 …6回まで
- ・40歳以上43歳未満…3回まで
- ・43歳以上は全額自費診療（特例あり、上記のファイルをご参照ください）

*保険診療で採卵を行い、受精卵を複数凍結保存した場合、

すべての受精卵を融解胚移植し終えてから、再度保険診療での採卵となります

*PGT-A目的の採卵の場合は、自費診療での採卵となります。

PGT-Aの検査を行った受精卵を胚移植する場合も自費診療となります

●「高額療養費制度」や「限度額適応認定証」の制度を活用し治療をお受けいただくとよりご負担が軽減される可能性があります

詳しい内容につきましては、ご自身が加入している公的医療保険の担当窓口にお問い合わせをお願いします

制度の内容につきましては、厚生労働省のホームページ（右側の002）をご参照ください



高額療養費